

2010 年人権状況国別報告書 ― ニジェール

民主主義・人権・労働局

2011 年 4 月 8 日

人口約 1500 万人の共和国であるニジェールは、前大統領ママドゥ・タンジャと彼の政権を退陣させた 2 月の軍事クーデター後、民主主義政府の再建に向けて動いている。タンジャの大統領統治は、5 年の任期を 2 期務めた後の 2009 年 12 月に終わった。しかしながら、彼はその任期を延期するため 2009 年に政治的成り行きを操作しようとした。タンジャは、法的に修正することができない 1999 年憲法を、大統領により多くの権限を与え、任期の制限のないものと置き換えようとした。ニジェール憲法裁判所の正式の判決や市民社会および政党からの民主主義的抗議を無視して、タンジャは費用のかかる国民投票を実施した結果、任期に期限のない新憲法と大統領の権限を強化した新たな 6 番目の共和国を樹立した。西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）は、政治危機を終息させるため仲裁人を指名したが、3 回の話し合いは難局を開示することができなかった。2 月 18 日、軍部暫定政府はタンジャを退陣させ、新臨時政府は民主主義復興最高評議会（CSRD）によって率いられると発表した。CSRD はタンジャの憲法を無効とし、彼が任命した者たちを解任して、選挙による民主主義の再建のため直ちに行動する意思を表明した。CSRD 規則に基づき、治安部隊は文官当局の監督下に置かれなかった。

人権侵害には、裁判なしの殺害、治安部隊による軍事力の乱用、劣悪な拘置所・刑務所環境、恣意的逮捕および拘留、公判前の拘留延長、司法への行政介入、報道の自由制限、デモ参加者の強制的散会、活動の自由制限、役人の汚職および免責、社会的差別および婦女子に対する暴力、女性性器切除（FGM）、人身売買、奴隷制、児童労働が含まれる。

政府と北ニジェールのトゥアレグ族との武力抗争はリビアの仲介により 2009 年平和協定後に終息した。その後のトゥアレグ族の武力放棄後、北部の警戒態勢は解除に向かった。2010 年には、幹線道路での散発的「追いはぎ」行為や、イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ組織（AQIM）メンバーのニジェール領土への侵入の報告があった。3 月 9 日から 21 日まで、ニジェール正義希求運動（the Movement of Nigeriens for Justice）、ニジェール愛国戦線（the Nigerien Patriotic Front）、復興軍事戦線（the Front of Forces for Rectification）を始めとする様々なトゥアレグ族代表団が CSRD 議長と面会した。彼らは、平和維持に取り組み、交渉中になされた公約に最後まで従い、国家統一の強化に向けて尽力する旨の公約を再確認した。彼らは、CSRD 議長とニジェールの暫定政府（TGON）に対し、2009 年平和プロセスの完了を促した。

人権の尊重

第 1 部 次に掲げる事項からの自由を含む人としての完全性の尊重

a. 恣意的もしくは不法な生命の剥奪

CSRDおよびTGONもしくはその代理機関が、恣意的もしくは違法な殺害を行ったとの報告はないが、2月の軍事クーデターの際に3人の保安要員が死んだとの報告があった。

11月8日、ECOWAS司法裁判所は、2007年ティギディ近郊で6人の民間人および1人の非番警察官の軍隊による殺害に関するTGONの調査に係わる審問を行った。本年末現在、未裁決である。

放牧民と農夫の間の土地の権利および放牧地を巡っての抗争が続き、数名の死者が出た。さらに、北ニジェールでは、AQIM兵士である武装強盗団がニジェール人や外国旅行者を襲撃した。

6月27日、マリから侵入したと伝えられる武装集団がTirzawan近くの放牧民キャンプを襲撃した。4人の襲撃者が殺された。放牧民1名と襲撃者1名の死亡、数名の負傷者、家畜の略奪という結果を残し、彼らは7月4日に帰国した。

7月8日、別の集団がTirzawen近くのキャンプを襲撃した。彼らは推定10頭の牝牛および牡牛をと殺し、他の数頭を略奪した。彼らはまた、3人の地域住民を誘拐したが（Gordi、Moussa Zouli、Gagou Dali）、ニジェール官吏の介入後、8月に解放された。7月14日、Daoudouaキャンプの放牧民（同一地域）が、3人の彼らの仲間（Ali Gueno、Djimraou、Djodi）が、家畜といっしょに誘拐されたと報告した。誘拐者たちは3名の人質全員を殺害し、2人の死体はDeloumaneのマリの村近隣で発見された。

8月5日、報道によるとオートバイに乗ってマリからやって来た数名の武装強盗団が、Tintakaretの遊牧民キャンプを襲撃し、数百頭の家畜およびその他の貴重品を略奪した。

2009年に起きたティラベリのバニバング近郊での数人の乗客および同地域での13人の放牧民の殺害、遊牧民キャンプでの1人の若者および3人の死亡について進展は見られなかった。

9月3日、政府は、治安部隊がTafougueの村を襲撃し12頭のラクダを盗んだ15人の強盗団を逮捕したと発表した。治安部隊は数丁の武器・弾薬を押収し、7頭のラクダを取り戻した。

3月8日、政府は、個人集団（後に、AQIMメンバーと判明）が、ティラベリ地域のマリとの国境近くのTilola前哨地を襲撃したと報告した。襲撃者たちは5人の政府兵を殺害し、軍用車両1台を破壊し、別の車両を盗んだ。軍部は襲撃者3名を殺害し、彼らの車両の1台を破壊したと報告した。

4月11日、武装強盗団がアガデス近郊で物資を輸送中の数台のトラックを襲撃し、2人の乗客を殺害した。他の9名は軽症を負った。犯人たちは多額の現金を強奪した。治安部隊は強盗団を追跡するための配備についたが、逮捕の報告はなされなかった。

5月11日、身元不詳の武装集団が、アーリットの北方の町近くで鉱山会社の社員4人を輸送中の車両に発砲した。彼らは乗客1人を殺害し、兵器と車両を強奪した。

b. 失踪

政治的動機による失踪の報告はなかったが、4月22日、後にAQIM兵士と判明した武装団が、フランス人ミシェル・ジェルマノおよび彼のアルジェリア人助手であるOuaghi Abidineを、アルジェリアとマリとの国境近くにあるティギダン・テスムの町近郊で誘拐した。襲撃者を追跡したにも拘らず、誘拐者たちは人質を北マリに連れ去ることができた。AQIMは4月29日Abidineを釈放したが、ジェルマノを7月25日に処刑した。

9月16日、AQIMは、アガデス地域アーリットにあるフランスのウラニウム採掘会社アレバに勤務するフランス人5人、トーゴ人1人、マダガスカル人1人を誘拐した。人質は北マリに連れ去られ、本年末現在拘束されていると推測されている。

ティラベリ近辺で武装団により2009年12月にサウジアラビア市民が殺害された事件については調査が継続されている。ニアメに拘留されている者たちの他に、被害者の所持品を所有していたことから発見された者たちが逮捕されアガデスに拘禁された。8月には、調査担当判事がサウジアラビアに出向き、襲撃から逃れた2人のサウジアラビア人および死亡被害者の家族からの証言を記録した。

c. 拷問およびその他の残虐、非人道的、又は侮辱的処遇もしくは処罰

憲法と法律はかかる慣行を禁止している。しかしながら、治安部隊が市民を殴り、警察はデモ参加者を強制的に散会させ負傷させたとの報告があった。

1月19日、憲兵隊候補生が、彼らの同僚の1人と村人との間のけんか騒ぎ後に、ニアメ近くの Koiri Tegui 村を襲撃し、少なくとも10名の民間人を殴った。憲兵隊員が事件を止めようとしたとの報告があったが、村人が抗議文を提出したとか、憲兵隊に対する何らかの措置が取られたとかを示唆するものはなかった。

刑務所および拘置所の環境

本年末時点で38カ所の刑務所があり、合計約7,000名の囚人がいて、そのうちの推計3.2%（224名）が女性である。刑務所の環境は劣悪であり、命にかかわるほどである。刑務所は資金不足と職員の不足、定員オーバーの状態である。ニアメ市民刑務所は定員350名の施設であるが、裁判待ちの被収容者460名を含む750名を収容している。公判前の留置人が有罪確定の囚人と一緒に拘留されている。

家族の面会は許可されており、囚人は差し入れの食料や薬などの品々を受け取ることができるが、栄養、衛生、健康状態は劣悪であり、HIV/AIDS、結核、マラリアによる死亡が発生している。囚人や留置人には訪問者との相応の面会機会が設けられ、宗教儀式が許されていて全ての刑務所には礼拝所が設置されている。当局は囚人と留置人による司法当局に対する苦情の提出を検閲せずに認めている。司法当局および政府の「人権および基本的自由の監視団（ONDHLF）」が刑務所や拘置所の環境および非人道的状況に関する信頼できる申立てを調査・監視した。公共・民間のメディアが彼らの立入りを報道した。

刑務所職員間の汚職の報告があった（第4部参照）。

赤十字国際委員会（ICRC）、ONDHLF、人権団体、報道機関代表者などの人権監視団は、刑務所および拘置所に対する無制限の面会が許可され、2010年中に何回かの面会が行われた。ICRCの訪問はその基準手続きに従って実施された。

ONDHLFと人権団体は、非暴力的犯罪者の投獄に替わる処置を講じるよう政府に提言している。政府は、少年裁判所における「一般向け作業」プログラムの実施に関する法律を制定した。

4月19日、司法および法律規定支援プロジェクト（the Project to Support Justice and the Rule of Law）との連携により、法務省は、看守長、執行官補佐人、その他の刑務所職員に

対する刑務所規則、予算管理、人材管理、保安、抗争管理に関する研修会を主催した。

d. 恣意的逮捕又は拘留

憲法と法律は恣意的逮捕および拘留を禁止しており、法律では、告訴がない場合の 48 時間を超える拘留を禁止しているが、警察はこの規則を違反した。

警察および治安組織の役割

国防省管轄下の軍隊が国内外の治安を担当している。同じく国防省管轄下の憲兵隊が農村部の治安に主たる責任を負っている。内務省管轄下の国家警備隊が国内の治安や高官および政府建物の警備を担当している。同じく内務省管轄下の国家警察が都市部の法執行を担当している。

警察は、主に車の燃料、無線およびその他の捜査機器や法執行設備などの基本的供給品の欠如のため力を発揮できなかった。パトロールは散発的であり、ニアメにおける緊急時対応時間は 45 分を要する場合もあった。警察の訓練は最小限であり、特別警察隊のみが基本的な武器取扱い技術を身に付けている。治安部隊が国境地域や辺境の農村地帯の十分な警備を行っていないとの国民による苦情が寄せられた。汚職の問題は相変わらず続いている。憲兵隊は警察権濫用の捜査に責任を負っているが、警察の責任逃れが横行している。

逮捕手続きと拘留中の処遇

憲法と法律は逮捕状を義務付けており、これは実際面で概ね遵守された。裁判官および検察官は証拠を吟味し、しかるべく逮捕状を発行する。司法の独立が存在するが、明確な告訴なく人が拘留されたとの報告があった。法律は告訴がない場合当初 48 時間、また警察が証拠収集のためより多くの時間が必要な場合はさらに 48 時間、個人を拘留することを認めている。留置人は司法判断を促す権利を有しており、これについては概ね実践された。治安部隊は、通常、留置人に彼らに対する告訴について速やかに知らせるが、扱いの難しい事件に係わる留置人は、時には法律で認められる以上の長時間留置されることがあった。10 年未満の刑罰にあたる犯罪には機能的な保釈金制度が存在する。逮捕された者は 24 時間以内に弁護士をつける権利を知らされ、法執行官は概ねこの慣行を遵守していた。貧しい者たちは通常政府により弁護士が供与される。横行する法律無視と資金調達手段の欠如は、多くの者たちにとって弁護士をつける権利や保釈金制度を利用する妨げとなった。

2010 年、治安部隊はジャーナリスト 1 名と政治的リーダーを逮捕し拘留した。

2月18日、前大統領タンジャとその主だった閣僚は、軍事クーデター後、退陣させられ逮捕された。タンジャは自宅監禁され、本年末時点で引き続き政府のゲストハウスに監禁されている。前首相および内務、法務、経済財政、鉱工業、設備の各大臣は数日間兵舎に監禁され、その後釈放されて自宅監禁された。CSRD はその後前内務大臣のアルバーデ・アブーバを除く全員の自宅監禁措置を解除した。

3月15日、警察は前通信大臣であり政府スポークスマンのモクタル・カスムを尋問するために拘留した。3月7日、カスムは、タンジャの監禁は「強い反感」を生む可能性があり、暫定政府は「一部の国民の自由を否定し、他の国民を自由にして、和睦の話し合いをさせることはできない」と発言していた。3月14日、カスムにより率いられた新たなタンジャ支持派は、「国家的和睦」のためタンジャとアルバーデの釈放を要求する公の声明を発した。カスムは3月18日釈放された。

3月末、警察は少なくとも17名の元大臣および国営企業ジェネラル・マネージャーを尋問のため拘留した。3月30日、警察は留置人の弁護士との接触を拒否した。4月2日、警察は彼らのうち14名を釈放したが、多くを自宅監禁のままとし、さらに5日間監視下に置いた。その他の3名は数日後釈放された。

3月29日、元大臣でありトゥアレグ族反政府リーダーである Rhissa Ag Boula を拘束した。報道によると、彼の逮捕は、アガデス地域の政治的リーダーの殺害に関する過去の最終判決に基づいていた（したがって、同じ時期のその他の拘留とは無関係）。2008年、ニアメ控訴裁判所は、彼の欠席中、殺害命令のかどで Rhissa に死刑を宣告した。当局は Rhissa を7月5日に釈放し、彼の国外退去を認めた。12月4日、ニアメ控訴裁判所は Rhissa を無罪とした。

10月15日、治安部隊は、元 CSRD 常任事務局長 Abdoulaye Badie 大佐、国家警備隊司令官 Abdou Sidikou Issa 大佐、設備大臣 Amadou Diallo 大佐、Aboubacar Amadou Sanda 大佐を逮捕した。10月20日、警察は元国家諜報局長 Seyni Chekaraou を逮捕した。CSRD によれば、これら逮捕者全員は体制の打倒を目的とする活動に関与していた。11月17日、治安部隊は空軍参謀総長 Hassane Mossi 大佐を逮捕した。11月26日、治安部隊は CSRD 大統領補佐官である Issaka Abdou 中尉を逮捕した。Chekaraou と Abdou は拘束の数日後に釈放されたが、他の5名は本年末時点で拘禁されたままであった。

2009年9月に投獄されていた元国民議会議員3名と行政スタッフ2名が2月の軍事クーデター後に釈放された。しかしながら、10月、ニアメ控訴裁判所の検事総長は元国民議会

員に対する既存の全手続きを廃止して、法手続きを再開するため本件を下位裁判所に差し戻した。元国民議会議員の新たな起訴が成立するかどうかの判断が裁判官には期待された。決定は 2010 年末時点ではなされなかった。

警察は時折徹底的な捜査を行い、疑わしい犯罪者を拘置した。

司法制度には重大な未解決部分があった。法律は重要犯罪には 30 ヶ月、軽犯罪には 12 ヶ月の裁判前最大拘留を規定しているが（扱いの難しい事件は特別に延長される）、留置人の中には裁判まで 6 年も待機している者がいた。本年、ニアメ市民刑務所の囚人の 60% が裁判待ちであった。裁判の遅延は、長たらしい法手続き、不十分な資金、スタッフ不足、汚職によって引起された。

大赦

憲法は、2 月 18 日の軍事クーデターの「立案者、共同立案者、共謀者」を対象とする大赦を規定している。それは、1996 年および 1999 年のクーデターに関与した者たちの大赦に関する前憲法の規定を存続させたものではなかった。そのため、殺害された大統領バレの家族が、この殺害に係わった者たちを裁くためにニアメの第一審裁判所に告訴した。

e. 公平な公判の否定

憲法と法律は司法の独立を規定しているが、行政部門が時として司法プロセスに介入する場合があった。汚職と非効率が問題である。裁判官が政府の意向に反した判決を下した場合、降格や辺地への左遷を恐れることがあった。民事では、家族やビジネス上の結束が下位裁判所の判決に影響を与えたとの報告があった。一部の例では、裁判官が、裁判までの間、社会的地位の高い被告人の一時的釈放を許可したが、彼はめったに裁判に呼び戻されることはなく、完全な移動の自由があり、出国することができた。

慣習裁判所および従来の仲裁は、公式裁判制度と同じ法的保護を提供していない。伝統的首長が仲裁者および助言者としての役割を果たす。彼らは、結婚、相続、土地問題や地域社会の係争などの多くの慣習法事例を仲裁する権限を有するが、全ての民事を扱うわけではない。首長は政府から俸給を受けるが警察権又は司法権は持っていない。

主としてイスラム法や地方の伝統に基づく慣習裁判所は大きな町や市だけに置かれ、民法事案を裁く。伝統に関する知識を備えた裁判所補佐人による助言を受け、基本的法律訓練を積んだ弁護士がこうした裁判所の所長である。首長や慣習法裁判所の訴訟は、正式な法

律によって規定されておらず、被告人は正式な裁判制度による裁定を求めて控訴することができる。

裁判手続き

法律は推定無罪を保証している。裁判は公開であり陪審員制度を採用している。被告人は弁護士をつける権利を有しており、未成年や 10 年以上の刑罰にあたる犯罪で告訴された貧しい被告人には公的資金が支出される。逮捕者には拘留から 24 時間以内に弁護士をつける権利が知らされる。被告人はまた、裁判に出席して証人と対決したり、自身のために証人を出廷させたりする権利を有する。政府は被告人に不利な全ての証拠を知らせる法的義務を負い、被告人は政府の保有する証拠を入手することができる。被告人は最初に控訴裁判所、次に最高裁判所に判決を上訴することができる。しかしながら、法律の無視が横行し、多くの被告人はこれらの権利を十分に活用することができていない。

4 月 19 日、法務大臣は国民の権利と義務に関する情報冊子を普及するための国家キャンペーンを公式に開始した。EU の支援を受けたこのプロジェクトは、裁判制度、刑事および民事手続き、裁判での児童保護、離婚もしくは離縁、レイプ、性的ハラスメント、行政的救済、労働争議、商業および不動産などの 22 のテーマを網羅した 222,000 部の冊子を配布することが見込まれた。

慣習裁判所および従来の仲裁では女性は男性と平等な地位を有していないため、法的救済策を同等に享受していない。

政治犯の収容と拘留

政治犯の収容と拘留の報告はなかった。しかしながら、2 月 18 日の軍部クーデター後、タンジャとアブーバは拘留されたままであった。6 月 29 日、CSR D 議長は「ニジェール国民はこの件をどう扱うかを判断する」と述べた。国外の面会者、人権・人道主義団体、留置人の家族が彼らに接触することを許可され、彼らが健康であり、処遇に問題ないことが報告された。11 月、ECOWAS 司法裁判所はタンジャの釈放を命じた。12 月、TGON はタンジャの法的免責を取り消し、結局は横領罪での起訴の運びとなった。

民事司法手続きおよび救済

民事裁判所は大都市にそれぞれ設置されている。これらの裁判所は一般に独立していて公平であり、人権侵害の停止および賠償責任を求める道筋がある。これらの裁判所は民事に

関する訴訟を審理し、司法救済措置を適用することができるが、単独の控訴裁判所が行政的救済を担当する。

f. プライバシー、家族、家庭、又は通信への恣意的干渉

憲法と法律はかかる行為を一般に禁止しており、政府は概ねこれらの禁止事項を尊重している。しかしながら、家宅が犯罪者を匿っているか、盗品を隠しているとの強い疑いを抱く際には、警察は逮捕状なく捜索を行う場合がある。

第2部 次に掲げる事項を含む市民権の尊重

a. 言論および報道の自由

軍事クーデター前に、前大統領タンジャが押し付けた実際の独裁的規則はお仕着せの憲法を含み、国民議会、司法機関、言いなりのメディア規制機関が設置された。彼は基本的自由を制限して報道の自由を縮小した。タンジャが退陣させられた後、憲法と法律は言論および報道の自由を規定し、政府は概ねこれらの権利を実際上尊重している。各個人は、報復されることなく、公に又は個人的に政府を批判できるものの、政府は批判を妨げようとした。

年間を通して政府は日刊新聞を出版した。約 45 誌の民間新聞が存在していて、それらの一部は政党との漠然とした繋がりがある。民間の報道機関は政府の政策を批判している。

ラジオは最も多くの人々が入手しやすい媒体である。国営のラジオ局はフランス語と現地語でニュース番組などを提供している。15 の民放ラジオ局が存在しており、そのうち 8 局が地元の所有であり、現地語でニュースを流している。一般に、民放ラジオ局は民間の新聞社に比べ政府に対しそれほど批判的でない。

国営テレビ 2 局がフランス語と主な自国言語で放送している。民放テレビ 3 局が自国と外国の番組を放送していて、毎日のニュース放送も開始した。4 つ目の民放チャンネルは宗教番組を放送している。ニアメでは国際チャンネルを利用できる。

政府は、特に北部の出来事を報道する場合には、国際報道機関が自由に報道することを許可しなかった。ニアメとジンデルでは BBC ワールドサービスを聴くことができる。民放ラジオ局はボイス・オブ・アメリカとドイチェベレを放送している。

6月17日、アガデスの知事はラジオサハラ FM の局長 **Raliou Hamed Assaleh** に出頭を命じ、知事の許可なくラジオ局を再開し、放送を開始したことに関して彼を叱責した。**Raliou** は知事に写しを持参して、国立通信研究所 (ONC) からの通知を受け取ったと説明したが、知事は彼に対して活動開始前に当局に知らせる必要があったと述べた。ラジオサハラはその番組を中断されることなく続けた。

9月19日、警察は、アーリットのアレバ鉱山からの9月16日の誘拐について外国記者に行ったインタビューに関して、独立系新聞 **L'Evenement** の編集者 **Moussa Aksar** に出頭を命じた。彼は、告訴のないまま尋問を受け数時間拘留された後に釈放された。

タンジャが退陣させられた後、独立系報道機関の活動は活発化し、報道規制なく様々な見解を表明した。

政府軍による虐待の被害者とされる者たちとのインタビューを放送したため、通信高等評議会が2008年に閉鎖したアガデスの民放ラジオ局サハラ FM を ONC は6月11日に再開させた。

10月11日、ONC は、民放テレビ局2局、地域ラジオ局2局に対する6ヶ月のライセンス延長に加え、民放テレビ局3局、商業ラジオ局4局、地域ラジオ局8局に新たな営業ライセンスを与えた。

3月11日、ニアメ第一審裁判所は、2009年8月の憲法に関する国民投票監視のため割り当てられた3億5000万 CFA フラン (708,000 ドル) を人権と基本的自由国家委員会が不正使用したと主張した報道に係わる2009年8月の事件における全ての罪状に関し、**Le Courier** の **Ali Soumana** を無罪とした。

3月29日から31日まで政府はフォーラムを主催し、報道違反について禁固刑を罰金に置き換えることや報道記者の労働環境の改善など、報道環境を改善する方法を議論した。首相は、2008年にタンジャの通信大臣が閉鎖した研修やセミナー会場として利用されたメディアセンター「メゾンドラ Presse」を CSRD 議長が再開することを決定したと発表した。6月4日、政府はフォーラムの提案した報道犯罪の非犯罪化に関する新法を採択した。この法律の成立の結果、メディアセンターの再開のほか、民放ラジオ局の開設、新営業ライセンスの割当て、任意のメディア倫理監視役の設置が実現した。次いで、報道関係者は、報道の自由の侵害を防ぐため全ての放送および出版を監視する独立機関を創設した。

インターネットの自由

インターネットへのアクセスに対する政府規制、又は政府が E メールもしくはインターネット・チャットルームを監視したとの報告はなかった。個人や団体がインターネットを通じて穏健な意見を表明することはできるが、国民がインターネットにアクセスすることは稀である。2008 年の国際電気通信連合の統計によれば、インターネットを利用したのは人口の約 0.5%にすぎなかった。

学問の自由と文化事業

学問の自由又は文化事業に対する政府規制はなかった。

b. 平和集会および結社の自由

集会の自由

憲法と法律は集会の自由を規定しているが、警察は強制的にデモ参加者を散会させた。TGON は、緊迫した社会情勢下、又は主催者が 48 時間前までに届けを提出しなかった場合には集会を禁じる権限を残した。

4 月 12 日、何百人かの中・高校生が、学校の環境改善を目的とした合意を政府が実行していないと訴えるデモ行進中、ニアメにおいて警察と衝突した。数人が軽症を負った。

8 月 22 日、アガデスの警察が、同僚の 1 人の逮捕に抗議してデモに参加していた「モータータクシー」運転手と衝突した。モーターサイクルの運転手たちは通りをデモ行進してタイヤを燃やした。催涙ガス弾の破片がデモ参加者の 1 人を傷つけた。警察は抵抗した約 40 人を逮捕したが、翌日彼らを釈放した。

結社の自由

法律は結社の自由を規定しているが、民族、宗教、地域に基づく政党は認められていない。

2010 年、政府は 3 つの市民社会団体を閉鎖した。

4 月、内務大臣は、元通信大臣 Kassoum の率いる「再建・再興・社会的地位」協会を解散した。

5月10日、内務大臣は前大統領夫人ララバ・タンジャの主催する「マガマ財団」を解散した。

11月2日、内務大臣はタンジャ支持者である Nouhou Arzika 率いるニジェール消費者組織を解散した。

c. 宗教の自由

宗教の自由の詳細については国務省の *2010 年宗教の自由国際報告書* を参照されたい。

d. 移動の自由、国内避難民、難民保護、無国籍者

憲法と法律は国内での移動、外国旅行、国外移住、帰国の自由を規定している。しかしながら、TGON は一部の政治指導者の移動の自由を制限した。

全国の検問所において治安部隊は、特に人口の多い地域では、人の移動や物品の移動を監視しており、時には賄賂を要求する。輸送組合や市民社会団体はかかる慣習を批判し続けている。本年、銃器携帯の強盗が旅行者を殺害した。

政府は、国連難民高等弁務官事務所およびその他の人道主義機関と協力して、国内避難民、難民、帰国難民、亡命希望者、その他の困窮者の保護および援助を提供した。

2月の軍事クーデター後、数名の元高官が自宅監禁された。3月および4月、数名の前大臣および国営会社の幹部が自宅監禁され、監視下に置かれた。前大統領タンジャと前内務大臣のアブーバを除く全員が4月中旬までに釈放された。

5月3日、コンニの警察は、内陸部を移動していた民主進歩連合党の代表団を足止めした。「上層部」からの命令を受けたという警察は、代表団にニアメに戻るよう強制した。

法律は国外追放の強制を禁じており、政府がそれを行なったとの報告はなかった。

国内避難民 (IDP)

本年の飢饉と洪水は多くの避難民を生んだ。

人道主義国際機関は、特に北ティラベリ地域における農民と放牧民間、農村地域社会と山

賊間の地域抗争により避難民が生まれたと報告した。さらに、幹線道路での「山賊」の出没や AQIM メンバーによるニジェール領土への侵入についての報告があった。砂漠化やこの地域における主要産業である自給農業や家畜放牧業における人口増加の重圧のため、限られた自然資源をめぐって農民と放牧民間の紛争が近年増加した。

政府および人道主義団体は IDP に支援を提供した。3 月 5 日、TGON は国の人口の半分以上に影響した食糧危機に対処するための援助を国際社会に訴えた。4 月 2 日、TGON は、特にジンデルおよびマラディ地域においては、児童が両親と共に食料を探しに土地を離れたので、小学校の中には全校生徒あるいは一部の生徒がいなくなったところがあった。

8 月初旬、長引く洪水のため、住民はニアメの数ヶ所の地区から避難することになった。少なくとも 770 家族と 500 ヘクタールの農地が影響を受け、推計 6,000 人が住家を失った。人道主義団体の援助により地方当局は公的建物などの避難所に洪水の被災者を避難させた。ジンデルのグレーを襲った豪雨により、約 11,000 人の住民が家屋を失った。

難民保護

法律は、1951 年の難民の地位に関する条約又は 1967 年議定書に基づく亡命の許可又は難民の地位を規定しておらず、政府は難民に保護を提供する制度を確立していない。實際上、政府は難民の地位又は亡命を日常的に許可していたわけではないが、人種、宗教、国籍、特別な社会団体の一員又は政治的意見のため難民の生命もしくは自由が脅かされる場合、かかる国への難民の退去又は帰国に対しては保護を提供していた。本年、政府は 1951 年条約又は 1967 年議定書に基づく難民としての資格がないかもしれない約 350 名にも一時的保護を提供した。

第 3 部 政治的権利の尊重：政府を変える国民の権利

憲法と法律は平和裏に政府を変える権利を国民に提供している。2 月 18 日の軍事クーデター後、CSRD は、10 月 31 日の憲法に関する国民投票に始まる統一選挙に基づく自由かつ公平な選挙において、国民がこの権利を行使することのできる憲法を発効させた。国民選挙は 2011 年の第 1 四半期に予定されている。

選挙および政治参加

タンジャと彼の内閣を 2 月に退陣させた後、行政権および立法権を引き継いだ CSRD は、解散した国民議会に代わり主に文民からなる内閣である国家諮問評議会、解散した憲法裁

判所に代わる暫定的憲法評議会 (Transition Constitutional Council)、解散した最高裁判所に代わる監査裁判所である国家裁判所、通信高等評議会に代わる国家通信研究所 (National Communication Observatory)、新憲法、選挙コード、政党憲章、異議法などの法律を起草する役割の原案作成委員会 (Fundamental Texts Committee) を含む TGON を創設した。

政党、市民社会組織、伝統的宗教的指導者、女性および青年グループ、企業代表、学会などの人材の参加する諮問プロセスを通じて起草された新憲法およびその他の関連法は、この国に新しい強化された民主主義制度を提供するために策定された。暫定当局はまた、憲法に関する国民投票や一連の選挙のスケジュールおよび予算を準備する独立国家選挙委員会を刷新した。

11 月 25 日、CSRД 議長は、10 月 31 日に投票者が国民投票により承認した新憲法を成立させた。国民投票について、国際監視員は、投票日に若干のトラブルがあったとはいえ、概ね自由かつ公平であったと評した。唯一の異変は、投票所に資材を時間通りに届けるという物流上の問題であった。地方選挙は 2011 年 1 月 8 日に予定され、国民議会選挙と同時に行われる第 1 回大統領選挙は 1 月 31 日に予定された。第 2 回大統領決戦選挙（必要であれば）は 2011 年 3 月 12 日に予定され、新大統領の就任は 2011 年 4 月 6 日に行うことが予定されている。

政党は制限又は外部の干渉を受けることなく活動を開始した。個人や政党は自由に立候補を表明し選挙に立候補することができる。

法律は、女性が少なくとも政府の上級職の 4 分の 1、選ばれた議員の少なくとも 10 分の 1 を占めるよう義務付けている。21 名の暫定内閣のうち女性閣僚が 5 名、この国の 20 名の大使のうち 5 名が女性であった。

主な民族団体の全てが政府のあらゆるレベルに代表を送っている。解散した国民議会には「特別選挙区」、具体的には少数民族や遊牧民の代表として指名された 8 つの議席が存在した。

第 4 部 役人の汚職と政府の透明性

法律は役人の汚職に罰則を科しているが、政府は法律を有効に実行せず、役人はしばしば汚職に携わりその罪を免れている。世界銀行の最新の世界ガバナンス指標は汚職が重大な問題であることを示した。政府は公に汚職が問題であることを認めた。

公務員は公共サービスを提供するためにしばしば賄賂を要求する。乏しい財政や行き届かない訓練の法執行制度や脆弱な行政管理が汚職の度合いを深めた。その他の内在する理由には貧困、低賃金、公共サービスの政治的色合い、伝統的血縁関係の影響、民族、意思決定における血縁的結束、刑罰免除の文化、国民教育の欠如がある。

刑務官の間の汚職の報告があった。刑務官は、囚人をその日のうちに出所させたり、夜だけ服役させたり、ニアメの国立病院で刑期を務めさせたりするため賄賂を要求した。

4月15日、TGONは公共財政を健全化し公的資金の管理を透明化するために国家監査裁判所(the State Audit Court)を創設した。当裁判所は外部財源により資金提供された全政府機関や開発プロジェクトの管理ならびに予算の実行を監督する。当裁判所はまた、政党の勘定や憲法裁判所に提出された政府官僚の個人資産についての陳述を監視する。国民議会からの要請があれば、国家監査裁判所は歳入歳出の実行に関する調査を行う。また、当裁判所は公的資金の管理における不正を制裁する権限も有する。

5月11日、CSRD議長は経済・財政・会計犯罪に関する委員会を創設する行政命令に署名した。税関、財務、貿易の各検査官、軍人、裁判官、労働組合代表、マネージャー、会計士などからなる当委員会の意図は、経済、財政、会計上の犯罪を防止し、公的財源の適切な管理を通して良好なガバナンスを推進することであった。当委員会は、行政調査を分析し、経済・会計報告を見直し、政府の各レベルから上げられる検査報告を処理し、国やその所属機関に支払われるべき金銭を回収するため監査人を用い、提言を行い、国家やその代理機関の財産管理を「浄化」し改善する措置を提案する責任がある。当委員会は、全国で少なくとも50件の注目度の高い、不正な、誤って管理された滞納勘定の調査を任された。年末までに委員会は2000年から2010年にかけて640億CFA(1億2900万ドル)の支払い義務があると判断し、約50億CFA(1000万ドル)を回収した。消失した資金のうち、570億CFA(1億1500万ドル)は横領、70億CFA(1400万ドル)は税の未納によるものであった。委員会は更なる調査、起訴、裁判のため50例のうち34例を裁判所に送致した。

6月15日、警察は本件に関連して、前大統領ママドゥ・タンジャの息子 Hadia Toulaye Tandja、マルチメディア通信マネージャー Ibrahim Hamidou、元鉱山大臣 Mohamed Abdoulahi、元鉱山省事務局長 Massalabi Oumarou を拘留した。6月18日、ニアメ第一審裁判所は、利益誘導、マネーロンダリング、その他3つの共謀罪について Hadia Toulaye Tandja に認否を質した。裁判官は彼らの収監を命じた。Hadia Toulaye Tandja と Abdoulahi はサイ刑務所、Hamidou は Koutoukale、Oumarou はニアメにそれぞれ拘留された。本年末までに裁判の期日は決定していない。

7月8日、TGONは、西アフリカにおけるマネーロンダリングおよびテロへの資金供与対策の政府間グループ（the Intergovernmental Group for Action against Money Laundering and Terrorism Financing in West Africa）に従って、マネーロンダリングおよびテロへの資金供与に関する対策調整国家委員会(National Committee for the Coordination of Actions relating to Money Laundering and Terrorism Financing)を設置した。当委員会は、マネーロンダリングおよびテロへの資金供与との戦いに向けた国家戦略を策定し、これらの問題に関する国家政策を改善するための提言を行う責任を負う。

9月11日、法務大臣は、EUの支援を受け、トランスペアレンシー・インターナショナルの国内組織によって設置された法的支援および市民行動センター（the Center for Legal Assistance and Citizen Action）の創設を統括した。当センターは、汚職撲滅に関して国民を啓蒙し、法的告訴を準備する上で不正行為の被害者や証人を支援するよう努める。

7月29日、警察は、元首相および社会発展国民運動党の現党首であり大統領候補の Seini Oumarou、元商務大臣サラ・ハビ、その他2人の商務省役人を公的資金の横領の罪で拘留した。8月2日、ニアメ第一審裁判所は彼らの罪状認否を行い保釈した。本年末時点で裁判の日取りは決定していない。

8月3日、警察は、2009年度メッカ巡礼を組織するための保証金である20億CFA（410万ドル）を持って外国ビジネスマンを逃亡させる免責を不正に与えた罪で元財務省局長 Siddo Elhadj を拘留した。裁判官は、裁判までの間（本年末時点で日取りは決定していない）、彼のコロ刑務所への送致を命じた。

11月23日、警察は、Sonidepにより開設された政府特別口座の36億CFA（720万ドル）を不正管理したとして、Sonidep（燃料輸入販売会社）の本部長 Amadou Dioffo を拘留した。11月28日、Dioffoはニアメ裁判所に出廷した。裁判官は彼の罪状認否を質し、裁判までの間（本年末時点で日取りは決定していない）、彼のティラベリ刑務所への送致を命じた。

一方でマルチメディア通信と前大統領タンジャの息子の1人 Hadia Toulaye Tandja との間、他方でマルチメディア通信とオーストラリア鉱山会社との間の「ニジェール・ウラニウム・ベンチャーSA」という名の企業の創設を記しているとされる覚書に係わる2009年7月の汚職事件に関しての更なる進展はなかった。

元首相ハマ・アマドゥに対する2009年「不正蓄財」およびマネーロンダリング事件における進展があった。12月3日、ニアメ裁判所は証拠不十分として被告を解放した。

元法務大臣 Maty Elhadji Moussa に対する 2008 年不正蓄財および詐欺事件における進展があった。12 月 2 日、国家裁判所は証拠不十分として被告を解放した。

憲法第 51 条および 52 条は、共和国大統領、その他政府機関長官、閣僚に対し、就任にあたり憲法裁判所に自分の財産やその他の資産についての陳述書を提出するよう要求している。これらの陳述書は 1 年ごとおよび各個人の在職期間の終わりに更新される。最初の陳述書とその更新記録は、国家登記簿と新聞に公開される。陳述書の写しは政府財政部に転送される。最初の陳述書と更新陳述書との間の食い違いは説明が求められる。憲法裁判所は食い違いを査定する権限を有する。指定官吏は、自分自身あるいは第三者を通して、政府所有の不動産を購入したり賃貸したりすること、又は公共もしくは民間の政府契約の入札に参加することは認められていない。

州の検査官および国の裁判所は、政府の汚職を防止する責任を負う。

政府情報への公的アクセスを規定する法律はないが、多くの文書が各省や国家公文書館から入手可能である。原案策定委員会が公的情報へのアクセスに関する国家政策の起案を任されていた。しかし、本年末までに文書を完成していない。TGON は、国民および外国メディアを含む外国人に政府情報へのアクセスを許可した。

第 5 部 人権侵害容疑に対する国際・非政府機関調査に関する政府の姿勢

多くの国内外の人権団体が概ね政府の規制なく活動し、人権問題について調査し彼らの所見を発表している。政府役人はある程度協力的であり、彼らの意見に答えているが、北部の不安的情勢は人権団体の人権侵害調査能力を制限している。

TGON は 5 月 20 日、ONDHLF を設置し、そのメンバーは 8 月 18 日に宣誓就任した。これは政府の干渉なく運営されるはずであるが、行動計画の実行には資金が不足している。

第 6 部 差別、社会的虐待、人身売買

憲法および立法は人種、性別、障害、言語、又は社会的地位に基づく差別を禁じており、政府はこれらの禁止事項を概ね効果的に実行している。

女性

レイプは状況や被害者の年齢に応じて 10 年から 30 年の禁固刑が科せられる。法律は配偶者レイプを明確には認識していないが、実際的にはそれに対応しているようである。当局は法律施行の取組みを行った。統計はないが、控訴裁判所が本年数件のレイプ犯罪を審理した。レイプは国全体の問題である。10 月 18 日から 22 日までに、タウア巡回裁判所は 4 件のレイプ事件を審理し、被告全員の有罪を確定した。3 月 2 日、ニアメ巡回裁判所はその公判日程の間 12 件のレイプ事件を扱った。3 月 15 日、同裁判所は被告に 10 年の禁固刑を宣告し、被害者への賠償として 150 万 CFA (3,033 ドル) を裁定した。3 月 22 日、13 歳の少女をレイプした被告に 6 年の禁固刑が宣告され、100 万 CFA (2,022 ドル) の賠償金が被害者に与えられた。11 月 22 日、ニアメ巡回裁判所はその期間中に審理される 12 件の新たなレイプ事件を発表した。配偶者レイプは、被害者がこの問題の家庭内での解決を求めるかそうするようにプレッシャーをかけられるため、起訴に至ることはほとんどない。

女性に対するドメスティック・バイオレンスは、発生頻度、起訴数、有罪確定数に関する信頼できる統計が入手できないが、横行している。夫は妻をよく殴る。法律はドメスティック・バイオレンスの禁止を明文化していないが、女性は暴行に対して夫を訴えるか刑事告発することができる。その刑罰は、2 ヶ月の禁固および 10,000CFA (21 ドル) の罰金から 30 年の禁固に及ぶ。政府はこれらの法律の施行を試みたが、あまり成功しなかった。裁判所は告訴状を受理した時点でドメスティック・バイオレンスを起訴する。家族の揉め事に端を発する告発は、伝統的な紛争解決の仕組みを支持して撤回されることが多かった。女性は慣習裁判所や現代の裁判所で暴力に対する救済措置を求める権利を有するが、法制度が提示した救済策の無視、離縁又は汚名を着せられる恐れのため、そうする者はほとんどいなかった。人口・女性の地位向上・児童保護省、国際機関、NGO、女性機関は、メディアに大きく報道された幾つかの事件を通して、女性に対する暴力についての一般意識向上キャンペーンを行った。

セクシュアルハラスメントは、3～6 ヶ月の禁固刑および 10,000～100,000CFA (21 ドル～202 ドル) の罰金により処罰される犯罪である。違反者が被害者に対して権限のある地位にいる場合、禁固刑は 3 ヶ月～1 年、罰金は 20,000～200,000CFA (42 ドル～404 ドル) に増加する。セクシュアルハラスメントは日常化している。裁判所は事件が報告されると適用可能な法律を施行する。

政府は、子供の数、その間隔、タイミングを自由に責任を持って決めるカップルおよび個人の基本的権利を認めた。法律は生殖権(reproductive rights)を保護しているが、生殖権に関する情報は容易に手に入らない。避妊薬や器具を入手する権利に対する制限はない。診療所や地方の保健 NGO は、厚生省の指導のもと自由に家族計画に関する情報を普及することが許されている。厚生省によれば、避妊薬（器具）の使用は 2006 年の 8.5%から 2010

年には 16.5%に上昇した。

男女共に HIV などの性感染する疾病の診断および治療を平等に受けられる。2007 年以降、政府は 5 歳までの子供に無料の健康診断を行ってきたが、それは、HIV の母子感染の予防を含み、女性の一般的かつ基本的出産・産後ケアのために保健所を利用する機会の増加に貢献した。熟練した医師の不足や限られた資金のため、女性の中には出産に際して従来からの助産婦（既婚婦人）を利用する者もいて、母親又は子供がより重大な合併症を発症して初めて病院に移送されることもある。人口基準局によれば、2008 年における専門家の介助を受けた出産は約 16%であり、国連人口基金は産婦死亡率（100,000 件の出産当たり母親の死亡数の比率）は 820 であると推定し、女性の産婦死亡の生涯リスクは 16 人に 1 人であった。

憲法は性別を問わず平等の権利を規定しているが、慣習裁判所においては家族法に基づき女性は男性と同等の権利を有していない。家長としての法的権利は男性にのみ適用される。離婚した女性や未亡人は子供がいても家長とはみなされない。伝統的・宗教的信仰は、教育、雇用および所有権の差別をもたらす結果となっている。差別は地方でより強く、女性は自給農業を手伝い、子育て、料理、水や材木運びその他労働の大半を担っている。正式な職業部門の労働力の 47%を構成しているにも拘らず、2006 年度女性は公務員の 26%、専門職の 22%を占めているに過ぎない。正式な遺言状に別段の記載がなければ、女性は死亡した両親の 3 分の 1 の財産を受け取る。東部では、夫のなかには妻を隔離する者がおり、男性親族の付添いがなければ妻の外出を禁じ、付添いがあっても通常は暗くなってからでなければ外出が許可されないとの報告があった。

公職および正式な職業部門では、雇用へのアクセス差別又は同等の仕事での賃金差別を女性が経験したという兆候はなかった。

国は女性の人材育成についての幾つかの法律や規則を採択した。法律では、女性が政府上級職の少なくとも 4 分の 1、意思決定機関の地位における彼女らのプレゼンスを高めるため議席の少なくとも 10%を占めるよう義務付けている。政府はまた、マイクロクレジット、浄水へのアクセス、保健サービスへのアクセスを提供する女性のためのプログラムを設けた。

子供

市民権は両親から得られる。出生登録は、意識の欠如、政府サービスからの隔たり、又は不十分な財源のため、特に僻地の農村部や遊牧民社会では迅速に行われていない。国連児

童基金（UNICEF）の援助を受け、政府はこの問題に取り組んだ。政府の出生登録政策の失敗は公的サービスの否定という結果にはならなかったが、公職志望者としての資格を与えるプロセスを複雑にしてしまった。

原則として 6 歳からの小学校教育は義務であり、6 歳から授業料無料で全員が対象である。実際はほんの少数の子供たちだけが通学している。小学校課程を終えた児童のうち男子が 56%を占めている。2008 年、政府は、小学生の学齢に当たる女兒の 45.6%、中学生の学齢に当たる女子の 12.46%のみが生徒として登録されていると推計したが、定期的に通学する児童はそれより少数である。両親の多くは女兒を働き手として家庭内に留め、学校に全年通学する女兒は稀である。

子供に対する暴力および虐待は一般的に行われる。10 ヶ所の地区裁判所および 36 箇所の治安判事裁判所の各裁判所には児童労働を含む児童問題を扱う最低 1 名の裁判官がいる。地域および地区レベルでの全刑事警察部署が少年少女に係わる事件を扱い、彼らを裁判官のもとに送致することができる。また、政府は、UNICEF や国際労働機関（ILO）と協力して、法律の実効性を高め、公務員、両親、従来からの首長、その他の主要な関係者の子供の権利に対する意識向上を図るプログラムを実施した。

女性性器の切除（FGM）は違法であり、6 ヶ月から 3 年の禁固刑に処せられる。FGM の被害者が死亡すると、施術者には 10 年から 20 年の禁固刑を言い渡すことができる。特定の民族が FGM を行っており、特に西部ニジェールのフラニ族とジェルマ族において盛んである。UNICEF によれば、FGM は 1998 年の 5%から 2006 年には 2.2%に減少した。しかしながら、2008 年国連人道問題調整部の報告書には、国境を越えた FGM が増える傾向にあり、その流れとして、割礼師が遊牧民であるグルマンチュ族の少女に FGM を施すためブルキナファソからニジェールへ渡ったとの記述があった。FGM の最も一般的施術形式として幼い少女に対して陰核切除が行われる。政府は FGM の撲滅に積極的に取り組んでおり、地方の NGO、地域社会の指導者、UNICEF、その他の資金提供者と緊密な連携を継続し、保健所で教育資料を配布し、啓蒙行事に参加している。

1 月 14 日、女性の権利を擁護する NGO である有害な伝統的慣習に反対するニジェール委員会（the Nigerien Committee against Harmful Traditional Practices (CONIPRAT)）が 3 人の女性 FGM 施術師を告発した後、ティラベリ地域のコロ下位裁判所は各被告人に対して執行猶予付き 8 ヶ月の刑と 40,000CFA（80 ドル）の罰金を言い渡した。2 月 6 日、サイ地区 Tamou において、人口・女性の地位向上・児童保護省大臣は FGM の「ゼロ容認」の国際デー祝典を主催した。その間、各コミュニティは FGM の慣習を廃絶する誓いを公に宣言した。11 月 27 日、当局はニアメ近郊の村である女性を逮捕し、2 ヶ月から 3 歳までの 7

人の子供に行った 7 件の FGM 容疑で彼女を告発した。彼らは子供たちの母親も逮捕した。CONIPRAT は、彼女の過去の行状と被害者の年齢を考えて、法律の及ぶ限りの範囲で彼女を起訴するよう要求した。審問の日取りは決定していない。12 月、裁判所と精神科医師はこの FGM 施術師は精神障害を負っていると判断した。当局は女性を釈放し精神治療を受けさせた。

特に農村地帯での子供の結婚が問題である。法律は「十分に成熟している」とみなされる少女は 15 歳で結婚することを認めている。一部の家族は結婚同意書を結び、同意書に基づき、農村部の少女たちは 12 歳という若さで又はそれ以下の年齢で夫の家族の元に送られ、義母の「監督」下に置かれる。人口・女性の地位向上・児童保護省は婦人団体と協力して、農村地域社会の伝統的首長や宗教指導者に、一定の年齢に達しない子供の結婚問題に対し問題意識をもたせる取組みを行った。

児童売春は問題である。刑法典は売春の目的で未成年を周旋することを刑事罰の対象としている。合意された明確な年齢は定められていないが、法律は未成年に対する「猥褻な」行為を禁じている。何が猥褻な行為かの判断は裁判官に任されている。かかる行為やその結果としての「未成年に非行を唆す」ことを禁ずる規則により、3 年から 5 年の禁固刑による処罰が可能である。本規則はまた児童ポルノにも適用される。東西幹線高速道路沿い、特にニジェールとナイジェリア国境沿いのビルニンコニ市とザンデール市の間で幾例かの児童買春の存在が報告された。また、幼い少女が主に召使や時には売春婦として働かされている証拠があり、時には家族も共犯である場合があった。

憲法と法律は政府に対し児童福祉の促進を義務付けている。しかしながら、この目的に対し割当てられた予算はごくわずかにすぎない。政府は子供の権利に関する多面的公共教育キャンペーンを継続している。これには、強制労働問題、女子教育の改善の取組み、子供の結婚の危険性、出生登録の向上、子供の強制労働撤廃の取組み、子供を学校に復籍させる取組み、職業訓練プログラムなどが含まれる。

嬰兒殺しが行われており、女性刑務所の囚人の少なくとも半数がこの犯罪で告訴されている。

農村地帯出身の多くの避難民少年がイスラム教派に年季奉公契約書によって雇われ、大都市の通りで物乞いをさせられている。何百人という子供たちが飢餓や洪水によって避難民となっている。避難民の子供たちは政府サービスを利用することができる（第 2.d 部、IDP 参照のこと）。

この国は 1980 年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約に加盟していない。国際的親による子の奪取に関する情報は、国務省のコンプライアンスに関する年次報告書：http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport_4308.html. を参照されたい。

反ユダヤ主義

目立ったユダヤ人コミュニティは存在しないため、反ユダヤ主義行動についての報告はなかった。

人身売買

人身売買に関する情報については、国務省の人身売買に関する年次報告書を参照されたい。

障害者

憲法と法律は、雇用、教育、医療へのアクセスおよびその他の政府サービスにおける心身障害者に対する差別を禁じており、政府は概ねこの規定を施行している。法律は国がかかる個人を規定することを義務付けているが、建物や輸送機関の利用しやすさ、障害者に対する教育を義務化する具体的な規定は存在しない。障害者に対する政府の医療提供は限られている。障害者、特に精神障害者とハンセン氏病に対する社会的差別がある。人口・女性の地位向上・児童保護省は、知覚障害者又は知的障害者を含む障害者の権利保護に責任を負う。

教育施設での障害者虐待の報告はなかった。5 月、国は障害者の社会的保護に関する規定を定めた法律を採択した。

性的指向および性同一性に基づく社会的虐待、差別および暴力行為

性的指向を罰する法律は存在しない。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーに関する名高い団体はなく、性的指向や性同一性を理由とした個人への暴力の報告はなかった。しかしながら、ゲイの人々は社会的差別を受けている。

その他の社会的暴力又は差別

HIV/AIDS 患者は社会的差別を受けている。政府はかかる差別を止めさせる取組みを積極

的に行っている。政府は、HIV/AIDS 問題に取り組む他の幾つかの組織と連携して反差別キャンペーンを継続している。

第 7 部 労働者の権利

a. 結社権

憲法と法律は、全労働者が、事前の許可や過剰な条件なく、労働組合を組織し加入することを認めており、労働者はこの権利を行使している。

この国の全労働人口は 2008 年に 436 万人であった。このうちの 20%のみ、主に公共部門（7%）と半官半民および正規の民間部門（13%）の労働者が労働組合に所属している。したがって、労働人口の 80%は、労働組合に所属しない自給自足農業や零細な商業部門で働いている。

憲法と法律は警察およびその他の治安部隊を除きストライキ権を規定しており、労働者はこの権利を行使している。労働法はストライキ権を制限する条項を含んでいない。労働者は少なくとも 3 日前に雇用主に通知する必要があるだけである。TGON は本年ニアメ裁判所に対して数回の訴訟手続きを行ったが、同裁判所は労働組合により提案された一部のストライキが労働問題というよりは政治的なものであったという理由により違法であるとの判決を下した。本年は主に教育部門において数回のストライキがあった。9 月下旬から 11 月までの間に、高等教育教師組合（SNECS）は、（教職員の中から学長を選出するという現在の慣習に反する）大学学長の政府による任命、地域大学技術研究所の本格的大学への改変、教員の全国的配置転換を含む国立大学学則に関連して政府により最近提案された改革に抗議する一連のストライキを挙行した。SNECS は大学の「自治権」が維持されるべきであり、如何なる改革も高等教育制度の全ての関係者と協議すべきであると主張した。SNECS はさらに、高等教育大臣の退任を要求した。TGON は一度訴訟を起こし、裁判所がストライキは違法であるとの判決を下した際に勝訴した。TGON は、11 月下旬に交渉により危機を解決するまでそれ以上の法的措置は講じなかった。

b. 団結権および団体交渉権

法律は組合が干渉されずにその活動を行うことを認めており、組合は法的最小限度以上の賃金および労働環境の改善に関する団体交渉権を行使した。団体交渉権は公共部門にも存在する。本年は数件の団体合意があったが、正確な数は不明である。タンジャの在任中、政府はその活動方針に反対する労働組合を苦しめることが多かった。TGON の下では反労

働組合行動又は雇用主の干渉についての報告はなかった。

輸出加工区は存在しない。

c. 強制労働の禁止

法律は法的に有罪が確定した囚人を除き強制労働を禁じており、奴隷を禁じている。しかしながら、子供の強制労働を具体的に禁じているわけではなく、かかる慣習は行われている。一般的に政府は反奴隷法を十分に施行していない。伝統的なカースト制による奴隷制度が、特に辺境の北部西部地域やナイジェリアとの国境沿いで、トゥアレグ族、ジェルマ族、アラブ民族の間で今も実際に行われている。

伝統的に地位の低いカーストの出身者は、社会的ランクが自分より上の者たちのために無給で働くことがある。推計数は、2004年の8,800人から2003年の43,000人まで大きな変動がある。こうした人々は生涯を通じて主人のために無給で働くよう強いられており、主として牛の放牧や農業に携わり、召使として働いている。子供たちは主人の所有物となり、ある所有者から別の所有者に贈り物として又は持参金の一部として引き渡すことができる。彼らは幼い少女をまずは自宅の召使として働かせる。少女らは家庭内で男たちから性的虐待を受けるか、幼くして結婚を強いられる場合がある。

政府が公に奴隷制を禁じたのは2003年であるが、奴隷は次々と解放され、奴隷解放証明書が与えられた。各個人は自らの状況を変える法的権利を有し、主人が彼らを引き止めることは違法とされた。しかし、奴隷制度の被害者のほとんどは自らの権利に基づいて行動しなかった。解放された奴隷にとって、恐怖、物理的・社会的圧力、実行可能な代替りの経済基盤の欠如が、奴隷－主人の関係性を継続する要素であった。

4月27日、28日、国際労働機関の児童労働撤廃国際計画（ILO/IPEC）の支援を得て、労働省はワークショップを組織して、22人の音楽家、俳優、コメディアンに児童労働の最悪形態について教育し、歌、演劇、寸劇、ダンスなどの行動を通じて一般の人々の意識を高めることでどのようにすれば彼らが児童労働を防止することができるかを指導した。

6月8日、児童労働アフリカ NGO 連合のニジェール支部（CONAFE-ニジェール）による告訴を受け、マダウア裁判所は、売春組織において15歳未満の5人の少女を使っていた2人の不法取引容疑者を逮捕した。CONAFE-ニジェールは少女のために弁護士を雇い、6月29日、被告はそれぞれ執行猶予付き6ヶ月の刑と50,000CFA（100ドル）の罰金の有罪判決を受けた。CONAFE-ニジェールは、少女たちにカウンセリングや研修を行い、彼女たち

自身で事業を始めることができるよう実質的支援を行った。

8月9日、10日、労働省はILO/IPECと協力して、モロッコで開催された「フランス語圏アフリカの家事労働に児童を使用することの防止と理解」と題した過去の研修プログラムの結果に基づき、労働組合、雇用主団体、政府機関、執行機関、報道関係者を対象としてキャパシティビルディング・ワークショップをニアメにおいて組織した。

9月2日、人権擁護ニジェール協会は、国防省および法務省と協力して、ジェンダー問題、児童保護、人身売買を含む人権保護に関するキャパシティビルディング・ワークショップを警察、憲兵隊、国家警備隊向けに組織した。

国務省の人身売買に関する年次報告書も参照されたい。

d. 児童労働の禁止および雇用最低年齢

法律は14歳未満の児童の雇用を行政命令によって認められている以外は禁じている。しかしながら、児童労働は問題であり、政府は効果的に法律を施行していない。1967年労働命令も児童労働を規制している。12歳未満の児童は労働を禁じられている。12歳と13歳の児童は、労働査察官の許可がありかかる作業が通学を妨げない限り、非工業の軽作業を放課後に1日最大2時間行うことができる。軽作業とは家事労働、果実の収穫選別などの非工業的軽作業として定義される。14歳から18歳までの子供は1日最大4.5時間働くことができる。児童は、自分の体力以上の力を必要としたり、彼らの健康や成長を阻害したり、危険な仕事、又は彼らの道徳心を損なう恐れのある仕事をすることはできない。法律は雇用主に子供たちに最低限の衛生的作業環境を提供するよう求めている。

2008年、国の労働組合および婦人組織が、学齢児童の46%が問題のある環境の下で働いており、鉱山や食肉処理施設、家事労働で彼らの身体能力以上の作業に携わっていると報告した。

子供たちは農業、商業、手工芸、家事労働分野で働いている。農村の子供たちの大半は幼い年齢から彼らの家族と共に、畑の手助け、穀類の脱穀、家畜番、たきぎ集めや水くみなどの仕事を日常的に行っている。少年の中には通学せずに目の不自由な親戚と共にこじきとして働く者もいる。その他の少年はイスラム教の学校に送られて、そこの教師は彼らに物乞いをさせ、肉体労働をさせる。児童労働はまた、ほとんどが規制外の金採掘現場、トロナ（炭酸ソーダ化合物の原料）鉱山、塩山、石膏鉱山で行われている。特に金鉱で働く子供たちは、劣悪な換気状態、落盤災害、不十分な採光、アルコールや薬物乱用などに曝

されている。隣国の若い少年たちが、鉱山や採石場、農場での働き手として、機械工あるいは溶接工として取引され、この国に連れて来られている。

子供の不正取引、売春、強制労働、伝統的カースト制に基づいた奴隷制度が行われている。東西高速道路沿い、特にニジェールとナイジェリア国境沿いのビルニンコニ市とザンデル市間で幾例かの児童買春の存在が報告された。全地域で一部の地方宗教教師や漫然と組織された非合法ネットワークが若い少年を物乞いや肉体労働に就かせ、若い少女を主に召使として、また時には売春婦として働かせ、少女の家族が共犯の場合もある。子供たちは国内でも鉱山の労働者として取引されている（第 7.c 部参照）。

労働省の査察官は児童労働法を施行する責任を有するが、資金の逼迫が彼らの活動能力を制限しており、本年の児童労働査察は行われなかった。

報道によれば、鉱山省は児童労働を行わない契約を採掘ライセンスの条件とするよう求めたが、この議案は採択されなかった。

政府はまた、国際連携機関と共に、親たちがその子供を通学させる刺激となる適切な教育を提供する取組みを行った。基本教育省は、教育者が児童労働者の特別なニーズを満たすことができるよう研修会を行った。政府は、鉱業部門での児童労働を廃絶するため、ILO/IPEC が実施している外国政府基金プロジェクトに協力した。

政府は、ILO/IPEC によって実施された西アフリカ鉱業界における児童労働の防止・廃絶のための 2006-10 年外国援助国プログラムを支援し、15 億 CFA（330 万ドル）を資金提供した。本プロジェクトは 2006 年に開始され 3,000 人の子供を対象とした。

7 月 18 日から 23 日にかけて、労働省の招聘に従って、ILO ダカール地域事務所の職員が、この国の「ディーセントワーク（容認できる作業条件）」プログラムの開発のための協議を開始するため来訪した。

2009 年 12 月、労働省の児童労働局は ILO/IPEC と協力して、その加盟国や国内および国際的パートナーのためのセッションを組織し、「ブルキナファソ、マリ、ニジェールにおける従来からの金鉱における児童労働に関する国境横断調査」を踏まえたニジェール報告を承認した。研究は本年完成し政府による採択を待っている。

1 月 21 日、労働省の児童労働局は ILO/IPEC と協力して、「国家児童労働局の組織能力を強化し、ドッソ、マラディ、ティラベリ、タウア、ザンデル、ニアメ・コミュニケーション V 地

域における児童労働を監視する試験的制度の創設を支援する」政策を踏まえたその加盟国や国内および国際的パートナーのための意識向上セッションを組織した。セッションは児童労働に関連する問題点に対処するための情報や研修ツールを参加者に提供した。

6月7日から9日まで、中央アフリカ共和国のニジェール、ナイジェリア、スーダンおよびチャドは、UNICEFの支援を受けて、子供たちの武装グループへの入隊や紛争への参加に関する地域会議を開催した。これら6ヶ国は、共同宣言において、児童の権利に関する条約の武力紛争への子供の関与に関する選択議定書の基準を含む世界基準を踏まえて、児童保護に係わるその決意を表明した。宣言はまた、子供たちが武装グループを離脱した場合に子供たちが教育や雇用を得る機会を強化するよう求めている。成果の実施を監視するための委員会が設置された。この国は選択議定書の批准も締結もしていない。女性の地位向上・児童保護省は他の政府機関と共に取り組んでおり、国際機関やNGOパートナーは議定書の批准を推奨している。

本年末までに、政府は最悪の形態の児童労働に対する戦いに関する国家行動計画を採択していなかった。12月6日の不正取引対処法の採択により、ECOWAS政策は効果的に実行されるであろう。

労働省は全国に約100名の査察官を配備している。

国務省の人身売買年次報告も参照されたい。

e. 容認できる労働条件

労働法は、正規職における定期（契約）雇用の給与就労者にのみ最低賃金を定めている。最低賃金は正規職の各等級と範疇ごとに設けられている。しかしながら、最低賃金は労働者やその家族の適正な生活基準値ではない。2006年現在、毎月の最低賃金は28,000CFA(57ドル)で、子供1人につき毎月1,000CFA(2ドル)が追加される。労働省は、定期の正規職の場合にのみ効果的に最低賃金を実行している。

正規職の法定週労働時間は、最低24時間の休憩時間つきで40時間である。しかしながら、労働省は、民間の保安警備員、家事労働者、運転手などの特定の職業には72時間までの週労働時間の延長を認めている。残業には特別手当が支給されるが、比率は法律で定められていないため、各企業又は政府機関の従業員・職員は比率を設定するために雇用主と折衝する。これら正規職の基準は効果的に実行されている。

労働法は就業の安全と衛生基準を定めている。労働省はこれらの基準を実行する責任を負っているが、スタッフ不足により、査察官は、鉱業、建設業、製造業といった最も危険性の高い産業の安全基準違反にのみ注目せざるを得ない。金鉱の大部分が規制されていないことを除き、政府はこれら 3 つの産業については基準を実効している。雇用主により供与された安全設備は概ね満足の行くものであるが、ウラニウム鉱山における放射線からの十分な保護という点を特に引証すると、組合員たちは多くの場合彼らの作業により蒙る危険性についての情報を受けていない。労働者は仕事を失うことを恐れずに危険な状況を回避する権利を有する。しかしながら、特に労働組合のない非正規職においては、實際上、解雇のリスクなくこの権利を行使できるとは思われない。かかる保護は季節労働者又は外国労働者に対しても例外なく適用される。